



## 従業員の育児休業取得で、助成金がもらえることをご存じですか？

従業員の育児休業を助成金を貰わずに取得させていませんか？

「厚生労働省の両立支援等助成金」、「ひょうご仕事と生活センターの代替要員確保支援助成金」が活用可能です。

### (1) 男性従業員の育児休業取得 両立支援等助成金 ~出生時両立支援コース~

男性従業員が、子の出生から 8週間以内に育児休業を開始

し、最低連続5日以上取得した場合に支給。

産後間もない短期間の男性育休に対して、助成金が支給されます。

	支給額	育休日数
1人目	20万円	連続5日以上
2人目	10万円	連続10日以上
3人目	10万円	連続14日以上

Point① 男性の育休が連続3か月以上なら(2)育児休業等支援コースが使用可能（併給不可）

Point② 育休開始日が子の出生から8週間を超えていれば、本コースは使用不可

Point③ 育休は分割可能だが、上記の連続日数をクリアしていることが要件

Point④ 当該育休対象者は雇用保険の被保険者であればよい（社会保険の加入は問わない）

### (2) 従業員（女性及び男性）に育児休業を取得させ、復職させた場合

#### 両立支援等助成金 ~育児休業等支援コース~

従業員（男女とも）に計画的に 3か月以上の育児休業を取得さ

せ、現職復帰させることで助成金が支給されます。本コースは育

休取得時(①)と職場復帰時(②)でそれぞれ助成金が支給されま

す。本コースはいわゆる一般的な育児休業を取得（及び復帰）させた場合の助成金です。

	種別	支給額
①	育休取得時	30万円
②	職場復帰時	30万円

①育休取得時…男・女従業員が連続3か月以上の育休を取得した場合に対象。

②職場復帰時…①で申請した育休取得者を現職復帰させ、6か月以上継続雇用していること（申請時に在籍が必要）。

Point① ①育休取得時は単独で申請可能。②職場復帰時は単独の申請は不可（①育休取得時で申請している者を復帰させる場合のみ申請可能）

Point② 本コースは過去も含め、各社1度のみ（有期1名、無期1名で合計2名まで）

Point③ 当該育休対象者は雇用保険の被保険者であればよい（社会保険の加入は問わない）

### (3) 育休取得中の従業員の代替要員を新規雇用した場合

従業員の育休への対応で、代替要員を新規雇用すると、賃金補填で助成金が支給されます。兵庫県では代替雇用に対して2つの助成金が併給可能なので、見逃さないようにしてください！

## ① 両立支援等助成金～育休中等業務代替支援コース～

7日以上の育児休業を取得した従業員の代替要員を新規雇用すると、業務を代替した期間に応じて右の助成金額が支給されます。

なお育休取得者が有期雇用労働者の場合、右記金額に10万円加算されます（1か月以上の代替に限る）。

業務代替期間	支給額
7日以上～14日未満	9万円
14日以上～1か月未満	13.5万円
1か月以上～3か月未満	27万円
3か月以上～6か月未満	45万円
6か月以上	67.5万円

Point① (1)or(2)との併給可能。また本助成金単独での申請も可能

Point② 代替要員は派遣社員でも可能

Point③ 代替要員は育休取得者と同等の能力、資格、賃金が求められる

Point④ 育休取得者は雇用保険が必要だが、代替要員においては労働時間次第では雇用保険の被保険者でなくとも申請可能（社会保険加入も問わない）

Point⑤ 1年度中に10人まで申請可能

## ②代替要員確保支援助成金～休業型～

前項①（育休中等業務代替支援コース）と同様に、育休取得者の代替要員を新規雇用すると、“ひょうご仕事と生活センター”の本助成金も活用可能（併給）です。支給金額は以下の通りです。

【助成率】育児休業期間中の代替要員の賃金（基本給のみ）の1/2

【上限額】各月の上限額は10万円で、1人の育休取得者に対する代替で最大100万円

ただし、前項①と異なる部分があり注意が必要です。ポイントをまとめます。

Point① 育児休業期間に代替要員の雇用期間が3ヶ月以上必要（前項①は最低7日）

Point② 代替要員は派遣社員でも可能（前項①と同じ）

Point③ 代替要員は育休取得者と同等の能力、資格、賃金が求められる（前項①と同じ）

Point④ 育休取得者も代替要員のいずれも雇用保険被保険者であることが必要（前項①の代替要員は条件次第では被保険者でなくてもよい）。なお加入期間は1年以上必要。

Point⑤ 1年度中に2人まで申請可能（前項①は10人）



### 共通ポイント

- 全ての助成金において事前準備が必要！既に産休に入っている場合は原則申請不可
- 就業規則等の改定や育休に関する計画等の作成が必須

本情報は、令和7年12月20日時点の情報を掲載しております。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはございません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンのご登録はこちら